

趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

平成31年度末までに放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備(約90万人 約120万人)
・新規開設分の約80%を小学校内で実施
全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施(約600か所 1万か所以上)を目指す
小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
放課後子供教室の充実(約1万カ所 約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

- ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
- ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



市町村及び都道府県の取組

国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、

- ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
- などを記載し、計画的に整備

行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

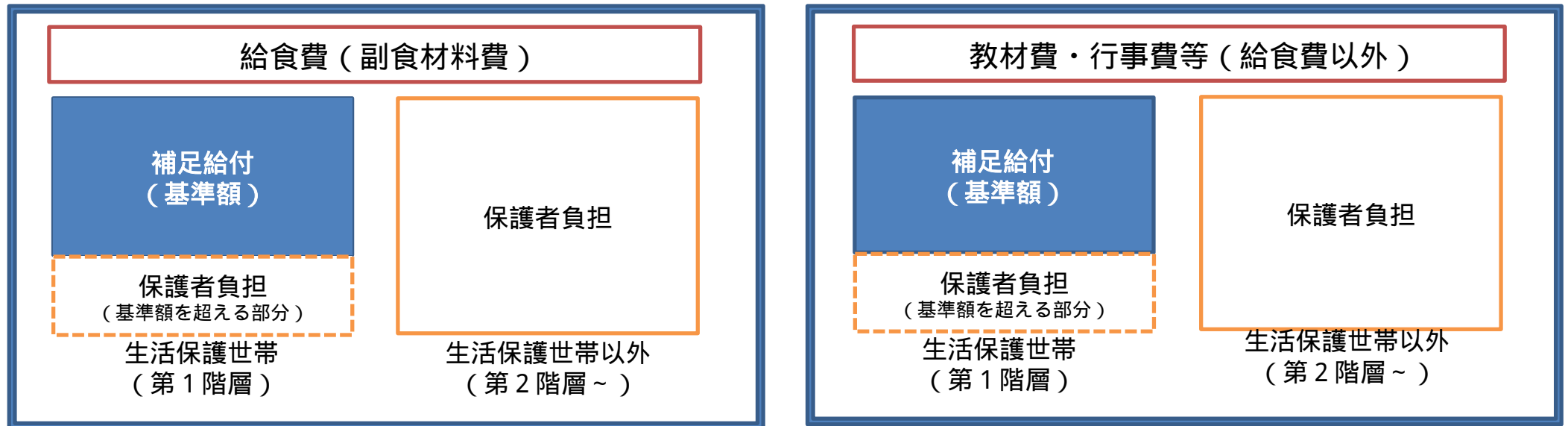


実費徴収に係る補足給付を行う事業について

新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。

当該補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行う。

（事業のイメージ）



<対象者>

生活保護世帯（第1階層に該当する者）

<基準額（1人当たり月額）>

給食費（副食材料費）

1号認定：4,500円（副食費相当）

教材費・行事費等

1号～3号認定を通じて同額：2,500円

<実績>

平成27年度：12,074名（平成27年度創設）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

(1) 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

実施主体：市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件：＜新規参入施設等への巡回支援＞

対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

＜認定こども園特別支援教育・保育経費＞

対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設

対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

交付実績：巡回支援780か所（平成27年度）

認定こども園特別支援教育・保育経費111か所（平成27年度）

負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

＜基準額＞

(1) 新規参入施設等への巡回支援

1施設当たり年額 400,000円

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

対象障害児1人当たり月額 65,300円

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

1 実施主体

市町村(特別区を含む。以下同じ。)

2 実施場所

私立認定こども園

3 対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア)日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ)6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

4 補助要件

- ・ 当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること。
- ・ 当該認定こども園において、公定価格上求められる教育・保育を担当するために配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

6 対象となる施設 私立認定こども園

: 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

: 私学助成(特別支援教育経費) : 一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園			1号	2号	3号
幼保 連携型	学校法人立 ^{1,2}	旧接続型			
		旧並列型			
	上記以外				
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立 ¹	単独型			
		接続型			
		並列型			
	上記以外	単独型			
		接続型・並列型			
保育所型					
地方裁量型					

1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

(参考)

「子育て支援員」研修について

趣旨

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ

